

## 山形県土木工事施工円滑化推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 土木工事における施工の円滑化や受発注者間双務性の向上を図り、建設生産システム上の諸課題を解決する方策を推進するため、山形県土木工事施工円滑化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 建設生産システムの向上に関し必要な方策の決定に関すること
- (2) 前項で決定した方策の推進及び効果の検証に関すること
- (3) 検証の結果に基づく方策の見直しに関すること

### (組織)

第3条 推進会議は幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、山形県県土整備部整備推進監をもって充てる。
- 3 副幹事長は、社団法人山形県建設業協会専務理事をもって充てる。
- 4 幹事は、別表1の所属から指名された者又は職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、推進会議の会務を総括する。
- 6 幹事長は、検討会議を招集し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 7 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

### (作業部会)

第4条 推進会議に、現場施工の円滑化に関する方策や具体的な取り組みの検討・立案及びアンケートを含む調査・研究を行うため、実務担当者で構成する山形県土木工事施工円滑化推進会議作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、別表2の所属から幹事長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長は、作業部会を招集し、必要に応じ別表2の所属の中から部会員を指名し出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 推進会議の事務局は、山形県県土整備部建設企画課及び社団法人山形

県建設業協会本部に置く。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。

この要綱の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

役 職	所 属 ・ 職 名
幹事長	山形県県土整備部整備推進監
副幹事長	社団法人山形県建設業協会専務理事
幹 事	社団法人山形県建設業協会米沢支部
	〃 長井支部
	〃 山形支部
	〃 西村山支部
	〃 村山支部
	〃 最上支部
	〃 鶴岡支部
	〃 酒田支部
	〃 青年部連絡協議会長
	山形県県土整備部都市計画課 課長補佐（整備担当）
	〃 下水道課 課長補佐（技術担当）
	〃 道路課保全整備室 室長補佐
	〃 河川課 課長補佐（河川整備・ダム担当）
	〃 砂防・災害対策課 課長補佐（事業担当）
	村山総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）
	最上総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）
	置賜総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）
	庄内総合支庁建設部建設総務課 副主幹（兼）課長補佐（技術総括担当）

別表 2

役 職	所 属 ・ 職 名
部会員 (右記に掲げる所属の中から指名)	社団法人山形県建設業協会本部
	" 米沢支部
	" 長井支部
	" 山形支部
	" 西村山支部
	" 村山支部
	" 最上支部
	" 鶴岡支部
	" 酒田支部
	" 青年部連絡協議会
	山形県県土整備部建設企画課
	" 都市計画課
	" 下水道課
	" 道路課保全整備室
	" 河川課
	" 砂防・災害対策課
	村山総合支庁建設部
	最上総合支庁建設部
	置賜総合支庁建設部
	庄内総合支庁建設部